

運送業界の健康支援を生きがいに

202 睡眠時無呼吸症候群(SAS)事故の届け出を

1日から、「自動車事故報告書等の取扱要領」が一部改正され、睡眠時無呼吸症候群(SAS)が原因と推定される事故は、健康起因事故としての報告が求められるようになりました。因みに「SASが疑われる」とは、「過去にSASと診断されたことがあり、治っていないもの、または『自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策マニュアル』に記載のSASの症状があるものという」となっています。

ここであえて注釈するとすれば、SAS治療の場合、「治っていないもの」を「C PAP等のコントロール不良」の表現を追加してもよいと思います。また、私がかけた国交省の本マニュアルでは、軽症から重症までを幅広く解説していますので、まずご一読していただきたいと思

います(平成27年8月国土交通省自動車局)。

●脳・心臓疾患の減少効果も
今までは事故原因が明らかにSASであっても、事業者や運輸局サイドにSASへの認識不足があれば、結果(追突等)だけがカウントされ、事故に至った根本原因の究明にまでには及んでいませんでした。今後、SASが実数として明確になれば、事業者の注目度もアップします。さらにSASは居眠り運転以外にも、脳・心臓疾患をも誘発するリスクを抱えていますの

で、まして今回の改正は事故防止と健康管理」につながると思います。

●さらなるSAS啓発に向けて
私がSAS事業を立ち上げて、早や18年。やっと、「盲点」と考えていた事故報告のあり方に明るい日差しが差し込みました。しかし、過去にSAS事故を起こした事業者からは、「居眠り運転の多くにSASが起因しているとは思いますが、良い方向であると思います。ただ、SASに意識の高くない事業者が報告書を提出する際、SASが事故に起因しているのか判断するのは難しいことだと思

います」と、自省のコメントを頂いています。
このように、事業者への意識向上に向けての働きかけは、まだまだこれからだと認識しています。今年度も全ト協事業として「SAS対策オンラインセミナー」を開催し、3ステップにて解説します。詳細は全ト協のHPをご覧ください。



《全日本トラック協会 SAS 検査受託機関》
NPO 法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

副理事長 作本 貞子

「安全と健康を推進する協議会(両輪会)」代表
国土交通省健康起因事故対策協議会委員

TEL : 06-6965-3666

FAX : 06-6965-5261

東京オフィス TEL : 03-3295-1271

E-mail sakumoto@ochis-net.com

HP <http://sas.ochis-net.jp/>

(次回は5月16日号に掲載)